

答 申 第 190 号  
平成 28 年 9 月 7 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 萩原 聡 氏



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成28年8月18日付け岐阜市民市第294号で依頼のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

#### (1) 事案の概要

総務省は、「新公立病院改革プラン」の策定を平成28年度中に各自治体に求めており、岐阜市民病院においても本年度中に策定する予定である。

この策定にあたって、市民の医療機関利用状況並びに将来の当院に対する意見及び要望を将来の当院のあり方の検討資料とし、同プランへ反映させるため、市内在住者を対象にアンケート調査を実施する。

調査は、市内在住の満20歳以上の男女から3,000人（地域別に一定程度の回答が得られるよう、住民基本台帳による地区別世帯数をもとに、地区・年齢階層（20歳から70歳までの10歳単位及び70歳以上）・男女同数で配分）を無作為に抽出し、無記名の調査票を郵送する方法で実施する。この調査票を郵送するため、調査対象者の郵便番号、住所及び氏名を印字したタックシールを作成する。

調査対象者の抽出及び調査票作成用タックシールの作成にあたり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

#### (2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

アンケート調査対象者の郵便番号、住所及び氏名

### 2 意見

原案どおり認める。